

社会福祉法人国立保育会職員の兼業等事務取扱規程

（趣 旨）

第1条 この規程は、社会福祉法人国立保育会就業規則に基づき、職員（嘱託職員を含む。以下「職員」という。）が他に就職又は事業を営む場合の許可等に関する事務の取扱について定めるものである。

（兼業の定義）

第2条 この規程において、「兼業」とは、次の各号に掲げる場合をいう。

- （1）会社その他の団体の役員等に就任すること。
- （2）自ら事業を営むこと。
- （3）何らかの事業又は事務に従事すること。

（兼業の許可）

第3条 職員は、兼業の許可を受けようとするときは、あらかじめ別記様式により申請しなければならない。

（兼業の許可権者）

第4条 前条の兼業の許可は、別記様式により理事長が行う。

（兼業の許可基準）

第5条 理事長は、申請に係る職員が、次の各号のいずれかに該当する場合は、兼業を許可しない。

- （1）兼業のために時間を割くことにより、職務の遂行に支障をきたすおそれがあると認めるとき。
- （2）兼業による心身の疲労のため、職務の遂行上その能率に悪影響を与えると認めるとき。
- （3）兼業しようとする団体等の事業又は事務に従事することによって、法人職員としてその職の信用を傷つけ、又は職員全体の不名誉となると認めるとき。

（許可の取消し）

第6条 職員が、兼業の許可を受けたのち、前条の規定に該当するに至ったときは、理事長はその許可を取り消すものとする。

（委任）

第7条 この規程に定めるもののほか、この規程に必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

別記様式（第3条関係）

兼 業 許 可 申 請 書

1 兼業許可申請者			
所属		職務	
職名		内容	
氏名			
2 兼業先団体等			
団体名（根拠法令）			
団体の主な事業内容			
役職名			
従事業務内容			
報酬			
必要時間（必要回数）			
兼業予定期間			
申請理由			
その他の兼業			
上記のとおり兼業したいので申請します。			
社会福祉法人国立保育会理事長 常松大介 様			
年 月 日			
氏名			印

別記様式（第4条関係）

兼 業 許 可 書

所 属
職 名
氏 名

社会福祉法人国立保育会
理事長 常松大介

年 月 日付けで申請のあった兼業については、次のとおり許可します。
ただし、兼業により本来の職務に支障が生じる場合は許可を取り消すことがあります。

団体名（根拠法令）	
団体の主な事業内容	
役職名	
従事業務内容	
報酬	
必要時間（必要回数）	
兼業予定期間	
その他の兼業	

- ※ 許可を受けた内容に変更が生じた場合は、速やかにその旨を申し出ること。
- ※ 許可された期間を超えて兼業したいときは、許可期間の満了前に新たに兼業許可申請すること。